

◇ 令和6年度5月募集分 市営住宅募集要項 ◇

1 募集受付

受付期間：令和6年5月7日（火）、8日（水）、9日（木）

受付時間：午前8：45～午後5：30まで（5/7（火）のみ午後7：00まで）

『受付は窓口のみです。郵送および電話による申込みは受付できません。』

2 申込み受付場所

・5月7日（火）、8日（水）、9日（木）帯広市役所10階 第5B会議室

3 抽選の日時と会場

令和6年5月16日（木） 午前10：00～

帯広市役所10階 第3会議室

- ※ 抽選会の立ち合いは義務ではありません。また、抽選結果にも影響しません。
- ※ 立ち合いご希望の方は駐車場が混み合う場合がありますので、公共の交通機関をご利用ください。
- ※ 会場内のマスク着用は個人の判断となります。
- ※ 申込み後の流れについては、募集要項（4ページ）に記載していますので必ずご確認ください。

4 お問合せ先

帯広市 都市環境部 都市建築室 住宅営繕課 市営住宅係 ☎ 65-4190

**募集住宅については
別紙、住宅紹介をご確認ください。**

5 申込みに必要なもの

①	印鑑	申込みの際、申請書等に捺印していただきます。
②	マイナンバー確認書類	マイナンバーカードまたは通知カードをお持ちください。 ※詳しくは、最終ページを参照してください。
③	身元確認書類	写真付き身分証明書1点 又は 写真無し身分証明書2点 ※マイナンバーカードをお持ちの方は不要です。 ※詳しくは、最終ページを参照してください。
④	スタンプカード	※過去に市営住宅に申込みをしたことがある方のみ
⑤	各種手帳 (母子・身体障害・精神障害・療育)	※お持ちの方のみ
⑥	持家の売買契約書等	※持家のある方のみ 媒介契約書・裁判所の競売開始を証する書類等、持ち家を手放すことがわかる書類
⑦	収入確認書類	※入居要件を満たしているか確認したい方のみ 源泉徴収票、所得証明書、年金手帳、給与明細等
⑧	結婚予定証明書	※3ヶ月以内に結婚予定の方がいる世帯のみ 住宅営繕課窓口の様式があります。必要な方はお声がけください。
⑨	パートナーシップ登録証等	※パートナーシップ制度利用者のみ 仮登録証をお持ちの方は、市が指定する期間内に本登録を行う必要があります。

申込みの際は希望住宅を記入していただきますので、どの住宅に申込みかよく検討しご来庁ください。

※申込み後に希望住宅を変更することはできません。

6 申込み資格 ※全ての資格を満たしていただく必要があります。

① 住宅に困窮していること。

※ 申込み時に持ち家のある方は原則として申込みできません。

ただし、媒介契約書・売買契約書・裁判所の競売開始を証する書類のいずれかをお持ちの方は申込みが可能となりますので、書類を持参してください。

※ 申込み時に公営住宅（他の市町村・道営を含む）にお住いの方は申込みできません。

ただし、音更町・幕別町・芽室町・中札内村以外の公営住宅にお住まいで、帯広市内の病院に6ヶ月以上通院する必要のある方は、医師の診断書による証明があれば申込みが可能になります。

また、帯広市内へ転勤した場合（自己都合を除く）など、生計を維持する上で帯広市への転居がやむを得ない方は申込みができます。（確認書類等については事前にご相談ください。内容によっては、申込みができない場合もあります。）

② 政令で定められた月額所得が158,000円以下であること。月額所得が158,000円を超える世帯は、住宅営繕課にご相談ください。

③ 自炊ができる程度の健康状態で、独立して生活ができること。

④ 申込者及び同居しようとする親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でなく、かつ警察署への照会に同意すること。

※ 単身者は、60歳以上又は障害があるなど、特定の要件がないと申込みできません。

※ 入居後に暴力団員であることが判明した場合には、住宅を明け渡していただきます。

※ 入居時に通学などのため同居しない親族は、同居親族に含まれません。

※ 戸籍上の配偶者がいる場合には、配偶者と共に入居することが条件となります。

※ パートナーシップ制度を利用している方のパートナーは、配偶者と同じ取り扱いとします。

7 優遇措置

抽選には、より困窮度の高い方が入居できるよう、状況を考慮して当選確率を高める優遇措置があります。（該当しない方が優遇措置を申請して当選した場合は、当選が無効になります。条件をよく確認した上で申込んでください。）

① 連続して申込みしている年数による優遇（多落選者の優遇）

毎年度連続して申込み続けると、1年度につき1個ずつ抽選番号が加算されます。ただし、住宅に当選した場合、辞退した場合、年度内に1回も申込みがなかった場合には、優遇措置は解除されます。

② 世帯状況による優遇

高齢世帯・障害者世帯・母子世帯・父子世帯・多子世帯は、多落選優遇での加算以外に抽選番号が1個加算されます。

8 申込み後の流れ

土・日・祝日は手続きができませんのでご了承ください

Step1：抽選会 (5/16)

1つの住宅に対して入居希望者が複数となった場合は抽選により入居者を決定します。抽選会を欠席されても抽選結果には影響いたしません。申込者には抽選会前日までに抽選番号が記載された受付票を郵送しますので、届かない方は住宅営繕課までお問い合わせください。抽選会の結果は、抽選会当日の13時に市役所正面玄関、及び3階住宅営繕課窓口で発表します。また、16時に帯広市のホームページで発表します。当選された方には後日、住宅営繕課より当選通知を郵送します。

※補欠者には当選者が辞退した場合のみ連絡します。また、落選者には通知しませんのであらかじめご了承ください。

Step2：資格審査 (5/22・5/23)

家族構成や世帯収入が市営住宅の入居要件を満たしているか審査を行いますので、6ページに記載の持ち物をお持ちのうえ、住宅営繕課までご来庁ください。なお、希望者は当選住宅の下見が可能です。来庁時間によっては当日中の下見ができない場合がありますので、時間に余裕をもってお越しください。

Step3：契約書類の提出 (5/27・5/28)

資格審査で入居者資格の確認ができた方に対して、入居決定通知・契約書類を郵送します。郵送した契約書類への記入および、別途必要書類をそろえて、期日内に提出していただきます。

(※資格審査で決定した家賃は、入居決定通知の裏面に記載されます。必ずご確認ください。)

※契約書類の審査には1日前後かかります。余裕をもって提出してください。

Step4：敷金の納付 (5/30・5/31)

契約書類の審査後、所定の日までに敷金の納付をしていただきます。敷金の額は家賃の2ヶ月分となります。敷金の納付をもって市営住宅の入居手続きが完了します。

※入居日は令和6年6月1日になります。

※修繕の完了していない一部の住宅については、修繕完了後(資格審査日より2~3ヶ月程度)に住宅の下見と契約書類の提出を行っていただきますので、上記の日程と手続き期間が異なります。(修繕完了後、入居までに2週間程度時間を要します。)

9 その他（注意事項）

- ① 申込みは、1世帯につき1戸です。
- ② 書類の虚偽や入居資格を満たさないことが判明した場合は、入居取消になります。
また、市が指定する期日までに入居に必要な書類（募集要項の6ページに記載している資格審査時の持ち物など）や契約書類を提出されない場合も、当選または入居を取り消すことがありますので、期日までに書類などが揃わない場合やお越しいただくことができない場合は事前にご相談ください。
- ③ 申込み後に希望住宅の変更はできません。
また、入居決定した後、自己都合により入居を辞退した場合は、その後1年間は市営住宅への申込みができなくなります。
- ④ 入居手続きの際には家賃2ヶ月分の敷金が必要です。
- ⑤ 必ず自治会に加入してください。
各団地の共益費(共同玄関・廊下・階段ホールの電灯及び街灯・エレベーターの電気代その他共用部分の維持管理費など)は、入居者負担であるため自治会で徴収しています。
また、共用部分や駐車場などの共同施設の管理も自治会で行なっています。
- ⑥ 入居後の住戸内部の修繕は、原則として入居者負担となります。
- ⑦ ペットの飼育・あずかり、野生動物への餌付けは一切できません。
市営住宅敷地内では、動物の持ち込み、飼育、餌付け、一時的な預かりも含め禁止です。
- ⑧ 「緊急連絡先」を届け出てくださいよう、お願いします。
緊急連絡先は、入居者と連絡が取れない又は入居者の住宅使用料若しくは駐車場使用料に3ヶ月以上の滞納が生じる等、帯広市が入居者の生命、身体、財産又は市営住宅における生活を守るために、必要と判断した場合に使用します。

市営住宅入居資格審査時の持ち物

(当選した方のみ必要となります)

現在、市内にお住まいかどうかで必要なものが異なりますので、ご確認ください。

現在、市内在住の方

- 印鑑（シャチハタなどスタンプ式印鑑は不可）
- 市営住宅申込み受付票（申込み後に、当課より郵送する抽選番号を記載した書類）
- R5年源泉徴収票（※R5年1月以降に勤務先の変更が無い方）
- 給与支給証明書（※源泉徴収票の無い方、R5年1月以降に勤務先の変更がある方）
- 収入が無いことが分かる書類（※収入の無い方全員(高校生以下は不要)。離職票、退職証明など。）
- 学生証の写し又は在学証明書（18歳以上（高校生は含みません）の学生がいる場合）
- 各種手帳（お持ちの方のみ）

現在、市外在住の方

- 印鑑（シャチハタなどスタンプ式印鑑は不可）
- 市営住宅申込み受付票（申込み後に、当課より郵送する抽選番号を記載した書類）
- 住民票（世帯全員、本籍地、筆頭者の記載があるもの）
- R5年源泉徴収票（※R5年1月以降に勤務先の変更が無い方）
- 給与支給証明書（※源泉徴収票の無い方、R5年1月以降に勤務先の変更がある方）
- 収入が無いことが分かる書類（※収入の無い方全員(高校生以下は不要)。所得証明書、離職票、退職証明など。）
- 学生証の写し又は在学証明書（18歳以上（高校生は含みません）の学生がいる場合）
- 各種手帳（お持ちの方のみ）

マイナンバー確認書類と身元確認書類の例

1. マイナンバー確認書類：どれか1つ

- マイナンバーカード（顔写真付き）
- 通知カード（顔写真なし）
- マイナンバーの記載がある住民票の写し、住民票記載事項証明書

2. 身元確認書類：①か②のどちらか

① 写真付き身分証明書：どれか1つ

- 運転免許証 運転経歴証明書 旅券 身体障害者手帳
- 精神障害者福祉手帳 療育手帳 在留カード又は特別永住者証明書
- 写真付き学生証 写真付き身分証明書 写真付き社員証
- 写真付き資格証明書（電気工事士免状・無線従事者免許証など） など

② 写真なし身分証明書：どれか2つ

- 医療保険証 年金手帳 児童扶養手当証書 特別児童扶養手当証書
- 写真なし学生証 本人名義の預金通帳 生活保護受給者証
- 介護保険被保険者証 地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書
- 印鑑登録証明書 戸籍・住民票など 各種源泉徴収票 など